

コラムVOL 2～不要不急の外出と株主総会～

令和2年4月17日

あぼろ法律事務所

－事務所内の執務スペースにて－

弁護士A「総理は、選挙は住民の代表を決める民主主義の根幹だとして不要不急の外出には当たらないと言っていますが、不要不急の外出って、どんな意味をもつのかしら。」

弁護士B「総理は、¹緊急事態宣言の前から、不要不急の外出を控えるように言っていたけれど、緊急事態宣言を受けて、不要不急の外出を控えるよう述べているから、一定の法的裏付けができたということになるんじゃないのかな。」

弁護士C「不要不急の外出といっても、専門家である医師の話だと、感染による自分や他人生命の危険をおしてもなお外出しなければならないということで、8割の接触制限と述べているよね。これに対して、総理は、緊急事態宣言前ではあるけれど、選挙は不要不急の外出には当たらないとか、最低7割の接触制限と言っているよね。これじゃあ、不要不急の外出の意味を個々人の判断に任せることになって、とても法的な意味をもつとはいえないんじゃないの？」

弁護士B「必ずしもそうとも言い切れないよ。法的制裁はないけれども、企業は社会的責任があるから、テレワークを推進するなどして、積極的に協力をせざるを得ないよね。」

弁護士A「社会的制裁こそが何よりも企業に対する重大な制裁になるから、緊急事態宣言の意味は大きいわ。」

弁護士C「といたって、今回の件については、今のところ海外の措置を見ると、自国の専門家の意見を素直に聞いて果断に実行に移している指導者がいる国は、コロナウィルス感染拡大防止に成功しているね。リーダーは孤独で最終的な判断をしなければならないから広い裁量と重い責任があるけれども、専門外の領域については、専門家の意見に反するのであればそれ相応の根拠がないとね。²原発事故のときもそう

¹ 根拠法令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法参照（NBL1167号64頁以下）

² 「福島原発事故独立検証委員会調査・検証報告書」に原発事故の際の当時の政権がどのような経緯でどのように判断したかが詳細に記載されている。

だったけれど、政治家の判断についても結局はその点が問題とされたと思うよ。」

弁護士A「政治家の場合は政治責任でしょうけれど、同じようなことは、企業経営者についても言えると思うわ。経営者は経営について広い裁量があるけれど、法的な見解は専門家である弁護士の判断を尊重することになるのではないかしら。ただ、今回の私の問題意識は、選挙が不要不急の外出であるとする、株主総会も不要不急の外出ではないかってことなの。」

弁護士B「たとえ企業に社会的責任があるから外出を控えると言ったって、³定時株主総会は開催しないといけないよね。⁴今から1年間総会をスキップできるなどといった法律はできないだろうし、緊急事態措置で株主総会開催の延期を求めても莫大な補償が必要になるおそれがあるから、二の足を踏むことになると思うよ。」

弁護士A「私は、いろいろな株主総会を経験させてもらったけれども、6月に予定される定時株主総会は、3月末の基準日株主への配当予想を裏切らないよう、配当のために開催しなければならないのよね。⁵⁶ハイブリッド型バーチャル株主総会といってネットで参加できる環境を整えて総会を開催するところも出てはきているけれど、費用は多額にのぼるし、今からでは準備に間に合わないと思うわ。⁷それに、決算や監査が6月の株主総会までに間に合わない可能性も指摘されているけど、会社の経理担当者や監査法人の会計士が無理をして株主総会のスケジュールに間に合わせようとしなくても良いように、株主総会では取締役選任等の決議をした後に続行の決議を求めて、計算書類や監査報告については継続会で提供する旨の説明をするといったアイデアもでているわね。」

弁護士C「そうすると、各社は株主総会を開催することを前提に、運営面で各社が新型コロナウイルスへの配慮をする工夫をこらさないといけない

³ 会社法において毎事業年度終了後一定の時期に定時株主総会を開く旨が義務として規定されている（会社法第296条1項）。

⁴ 定時株主総会開催に関する法務省見解

(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)

⁵ ただし、剰余金の配当等を決定する機関を取締役会とする定款の定めがある場合には、取締役会決議により3月末の基準日株主への配当は可能。

⁶ 2020年2月26日経済産業省策定「ハイブリット型バーチャル株主総会の実施ガイド」(<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>)

⁷ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会令和2年4月15日「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」

わけか。」

弁護士B「そうだね。株主総会の運営面は会社の裁量によるところが大きいから、取消事由にならないように配慮して対応する必要があるよね。」

弁護士A「私のところにも各社から質問がきていて、それぞれ工夫をこらして練っているところなの。」

弁護士C「それなら、いろいろな工夫を情報共有して各社にフィードバックしよう。」

弁護士A, B「それはいいね。」